

【課題 1】

[日本国憲法](#) 12 条・21 条と [自由権規約](#) 19 条とを比較し、日本政府・自由権規約委員会いずれの方が説得的か、説明せよ。

日本の自由権規約第 6 回国家報告審査口頭弁論 2014 年 7 月 15 日 [CCPR/C/SR.3080](#).

10. The notion of “public welfare” met the need to regulate the exercise of certain rights when they encroached on others. Its purpose was not arbitrarily to restrict human rights in any way and there were therefore no grounds to specify in legislation that public welfare restrictions on freedom of religion, opinion and expression must not exceed those permissible under the Covenant.

同上 自由権規約委員会最終見解 2014 年 8 月 20 日 [CCPR/C/JPN/CO/6](#).

22. The Committee reiterates its concern that the concept of “public welfare” is vague and open-ended and may permit restrictions exceeding those permissible under the Covenant (arts. 2, 18 and 19).

The Committee recalls its previous concluding observations (see [CCPR/C/JPN/CO/5](#), para. 10) and urges the State party to refrain from imposing any restriction on the rights to freedom of thought, conscience and religion or freedom of expression unless they fulfil the strict conditions set out in paragraph 3 of articles 18 and 19.

【課題 2】

2016 年成立の[本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律](#)に対しては、一定の評価と共に、様々な批判も寄せられている。

- [ヒューマンライツ・ナウ](#)
- [日弁連](#)

このうち、前者は「違法」「禁止」の文言がなく罰則もないことを問題視しているのに対し、後者は罰則には触れていない。

人種差別撤廃委員会は、日本国家報告審査の最終見解（2014 年）(U.N. Doc. [CERD/C/JPN/CO/7-9](#))において、ヘイトスピーチの実行者に対する「訴追」を勧告している（パラ 11）。その関連で、人種差別撤廃条約 4 条への留保を撤回することも勧告している（パラ 10）。表現の自由との関係では人種差別撤廃条約 4 条の “with due regard to...” や、5 条(d)(viii)等が関連するところであり、人種差別撤廃委員会は、[一般的勧告 35](#) において、ヘイトスピーチの禁止と実行者の処罰とは表現の自由と両立すると述べている（全体を参照していただきたいが、特にパラ 20、29、45）。

自由権規約人権委員会も、日本国家報告審査の最終見解（2014 年）(U.N. Doc. [CCPR/C/JPN/CO/6](#))において、同様の勧告をなしている（パラ 12）。表現の自由（自由権規約 19 条）はヘイトスピーチの禁止義務（同 20 条）と並んで規定されており、ヘイトスピーチ処罰が表現の自由を侵害するとは考えられていない（[一般的意見 34](#)、パラ 50-52）。

人種差別撤廃条約・自由権規約は、ヘイトスピーチの実行者に対する訴追・処罰を義務づけるものであるか。また、そうであるならば、日本国憲法 21 条との関係はどうか。さらに、自由権規約 19 条と日本国憲法 21 条との間に違いはあるか。あるとすれば、どのような違いがあり、それぞれどのような思想・政策判断に基礎を置いているか。

以上